

一般競争入札（事後審査型一般競争入札）の共通事項について

1 一般競争入札に関する事項

一般競争入札に関する事項のうち参加資格等に関する共通事項について記載するもので、個別の案件に係る事項等については、別に公告に記載するところによるものとする。

2 一般競争入札参加資格及び条件

- (1) 本件一般競争入札に参加できるのは、次に掲げる条件を満たしている者（以下「入札参加資格者」という。）又は入札参加資格者によって構成されている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、岐阜市上下水道事業部から共同企業体として資格認定を受けた者とする。共同企業体として資格認定する場合は、別に指定する。
- (2) 岐阜市上下水道事業部契約規程（昭和 41 年水道部管理規程第 3 号）第 18 条第 1 項の規定により岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格審査を公告の日前 1 か月までに受けた者で、かつ、申請書受付期間の最終日から本契約締結日までの間に岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格の要件を欠くことがないこと。
- (3) 岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領（平成 6 年 8 月 29 日決裁）の規定による資格停止（以下「参加資格停止」という。）を申請書受付期間の最終日から本契約締結日までの間に受けていないこと。
- (4) 岐阜市上下水道事業部が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 27 年 9 月 30 日決裁）に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- (5) 岐阜市上下水道事業部発注の工事の当該同種工事に係る岐阜市上下水道事業部建設工事成績評定要領（平成 16 年 4 月 1 日決裁）に基づく工事成績評定点が以下の基準を満たしていること。ただし、総合評価落札方式による場合は、②及び③は適用しないものとし、この場合において過去 2 年度に遡って受注実績のないときは、65 点とみなす。
 - ① 過去 2 年度（**令和 5 年度及び令和 6 年度**）の工事成績評定点の平均点が 65 点以上であること。この場合、過去 1 年度しか受注実績のない場合は、当該年度の工事成績評定点の平均点が 65 点以上であること。
 - ② 過去 2 年度に受注実績がない場合は、過去 5 年度（**令和 2 年度まで**）に遡り、直近の年度の工事成績評定点の平均点が 65 点以上であること。
 - ③ 過去 5 年度に遡って受注実績のない場合は 65 点とみなす。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に次のいずれかに該当する関係がないこと。なお、次の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。
 - ① 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は再生手続が係属中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①及び②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 次の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

(8) 別に指定する業種工事の総合評定値及び平均完成工事高は、経営事項審査結果通知書のうち、一般競争入札参加資格確認申請書提出時において最新のものとする。

(9) 主観点数は、別に指定する業種工事の岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格審査（建設工事）に係る主観的事項審査要領（平成 16 年 6 月 2 日決裁）に基づく令和 7 年度主観点数とする。

(10) 配置予定技術者は、入札参加資格確認申請の日以前 3 か月以上の雇用関係にある者とする。

(11) その他、入札参加資格及び条件については、別に指定する。

3 一般競争入札の日時及び場所

(1) 入札の日時については別に指定する。

(2) 入札の場所は、次のとおりとする。

岐阜市祈年町 4 丁目 1 番地

岐阜市上下水道事業部 3 階 第 3 会議室（入札室）

(3) 入札書等の提出については、次のとおりとする。

入札書及び工事費内訳書は、電子入札システムにより提出（電子入札運用時間に

限る。) すること。ただし、岐阜市上下水道事業部電子入札運用基準(平成 17 年 8 月 9 日決裁) 1 紙入札承諾の基準により、発注者が認めた場合は、入札書を書面で提出すること(以下「紙入札方式」という。)ができる。共同企業体として資格認定した場合は、別に指定する。

- (4) 発注者が紙入札方式への変更を認めた場合、紙入札方式参加承諾願(岐阜市上下水道事業部電子入札運用基準 様式第 1 号)を提出し、発注者の指示に従うこと。紙入札方式で入札する場合は、郵送及び F A X による入札は認めない。

4 現場説明の有無

現場説明は、原則として行わない。

5 入札保証金

岐阜市上下水道事業部契約規程第 3 条の規定により免除とする。

6 契約保証金

岐阜市上下水道事業部契約規程第 11 条の規定により、契約金額が 500 万円以上の場合、契約金額の 10%に相当する金額を納付しなければならない。

ただし、契約保証金に代わる担保としての国債等の有価証券、金融機関の保証又は前払金保証事業会社の保証により契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

7 前払金の有無

前払金の有無については、別に指定する。

8 予定価格

岐阜市上下水道事業部予定価格の公表に関する要綱(平成 11 年 9 月 27 日決裁) 第 3 条第 1 号イに該当する案件(以下「事前公表案件」という。)については、別に指定する。

9 落札者決定の方法

- (1) 岐阜市上下水道事業部事後審査型一般競争入札実施要領(平成 19 年 7 月 27 日決裁)により、最低価格入札者について参加資格等の審査を行い、その後落札者として決定する。ただし、総合評価落札方式による一般競争入札を行う場合は、岐阜市上下水道事業部建設工事総合評価落札方式実施要領(平成 18 年 5 月 1 日決裁)の規定により決定する落札候補者について参加資格等の審査を行い、その後落札者として決定する。なお、入札の評価に関する基準及び総合評価の方法については別添の本件に係る「技術提案書の提出依頼について」による。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、岐阜市上下水道事業部低入札価格調査要綱(平成 15 年 3 月 28 日決裁)に規定する調査基準価格を下回った場合は、調査を行う。

10 総合評価落札方式に係る技術提案書の提出

総合評価落札方式による一般競争入札を行う場合は、入札に際し価格以外の評価

を行うために必要な技術提案書を提出するものとする。詳細については、別添の本件に係る「技術提案書の提出依頼について」による。

11 無効となる入札該当事項

(1) 次のいずれかに該当する場合、その者の行った入札は無効とする。

ア 予定価格 5,000 万円以上（ただし、予定価格 5,000 万円未満であっても総合評価落札方式による場合は含む。）の建設工事において、岐阜市上下水道事業部低入札価格調査要綱第 5 条に規定する失格判断基準に満たない価格で入札を行った場合（ただし、別に公告に記載された場合を除く。）

イ 予定価格 200 万円を超え 5,000 万円未満（ただし、総合評価落札方式による場合を除く。）の建設工事において岐阜市上下水道事業部最低制限価格制度実施要領（平成 23 年 3 月 31 日決裁）第 3 条に規定する最低制限価格を下回った場合

(2) その他、岐阜市上下水道事業部競争入札心得（平成 6 年 4 月 1 日決裁）による。

12 一般競争入札に関する資料等の閲覧

(1) 閲覧期間は、公告日から入札日の前日までとする。

(2) 閲覧時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

(3) 閲覧場所は、岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課契約係とする。

13 入札参加資格の確認

(1) 本件一般競争入札に参加しようとする者は、別に定める一般競争入札参加資格確認申請書提出要領の定めるところにより、電子入札システムを用いて入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、電子入札システムにより提出することが難しい者は、発注者が認めた場合に限り、持参による提出を認める。また、入札参加資格確認申請書の書面による提出を求める場合は、別に指定する。

なお、入札参加資格は、入札後に実施する入札参加資格の詳細な確認をもって確定するものとする。

① 申請書受付期間は、別に指定する。

② 申請書受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。申請書受付期間最終日にあつては、午後 4 時までとする。持参する場合にあつては、正午から午後 1 時までを除く。

③ 持参する場合の申請書受付場所は、岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課契約係とする。

(2) 入札参加資格の確認は、申請書の受付期間の最終日をもって行うものとし、入札参加資格証明書（入札参加資格確認通知書の入札参加資格が有のものをいう。）を電子入札システムにより交付する。共同企業体として資格認定する場合は、別に指定する。

ただし、紙入札方式の場合は、入札参加資格確認申請書の受付をもって行うものとし、入札参加資格確認申請書の写し（受付印の押印があるもの）をもって入札参加資格証明書とする。入札参加資格証明書の交付を受けた者が、一般競争入札のため入札会場に入場するときは、入札参加資格証明書を係員に提示すること。

- (3) 入札参加資格の詳細な確認について、審査対象者となった者は、**入札参加資格確認申請書(技術資料)**（以下「事後審査資料」という。）を次に掲げる要領で提出すること。

① 提出方法

持参、郵送又はオンライン提出フォームにより提出すること。

【オンライン提出フォーム】

https://logoform.jp/form/BcLm/GIFU_city_227591

② 提出期間

審査対象となった日から起算して3日以内とする。

③ 提出時間

持参による場合は、午前9時から午後5時までに、岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課契約係に持参すること。ただし、正午から午後1時までを除く。

また、オンライン提出フォームによる場合、提出期間の最終日においては、午後5時までに提出すること。

- (4) 開札後、事後審査資料提出までに、当該工事以外の他の工事を落札したことなど、やむを得ない事由により配置予定の技術者を配置する事ができなくなった場合は、直ちに書面により辞退届を提出すること。なお、この辞退を理由として参加資格停止など不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず事後審査資料を提出し、落札者決定まで至った場合においては、参加資格停止の措置を行う。

- (5) 契約締結後に、入札参加資格確認申請時（総合評価落札方式においては技術提案書提出時）に記載した配置予定技術者又は同技術者と同等以上の技術者を工事着手日までに配置できない場合は、工事請負契約約款第46条第4号の規定に基づき契約を解除し、参加資格停止の措置を行う。

14 資料等の貸与

- (1) 資料等の貸与を希望する者は、次に掲げる要領で貸与を受けることができる。
電子入札システム上で設計図書等をデータ供与する場合は、貸与しない。

① 貸与申請期間は、公告日から入札日の前日までとする。ただし、申請受付期間の最終日までに入札参加資格確認申請を行わないものにあつては、申請受付期間の最終日までとする。

② 申請受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

- ③ 貸与場所は、岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課契約係とする。
- ④ 貸与期間は、公告日から入札日までとする。ただし、申請受付期間の最終日までに入札参加資格確認申請を行わないものについては、申請受付期間の最終日までとする。
- ⑤ 貸与期間が終了したときは、直ちに岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課契約係まで返却すること。

15 質疑応答

- (1) 資料等に関し質疑がある者は、次に掲げる要領で質問書をFAX又は持参により提出することができる。

- ① 提出方法

持参、FAX又はオンライン提出フォームにより提出すること。

【オンライン提出フォーム】

<https://logoform.jp/form/BcLm/554025>

- ② 質問書提出期間

別に指定する。

- ③ 質問書提出時間

持参による場合は午前 9 時から午後 5 時までに岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課契約係窓口を持参すること。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

また、FAX及びオンライン提出フォームによる場合、提出期間の最終日においては、午後 5 時までに提出すること。

- ④ FAXの場合は、送信前に下記まで電話連絡すること。

TEL 058-259-7510（上下水道事業政策課契約係）

FAX 058-259-7522

- (2) 質疑に対する回答は、入札参加資格確認通知書を交付した者に対し、別に指定する日までにFAX又は電子メールにより行うものとする。

16 余裕期間を設定する建設工事に係る事項

- (1) 余裕期間は、契約締結日から工事着手日の前日までとする。
- (2) 余裕期間中は、資材の搬入又は仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。
- (3) 余裕期間中は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- (4) 工事着手日より前に工事に着手しようとする場合には、発注者と受注者が協議の上、工事着手日を変更することができる。
- (5) 低入札価格調査等により、工事着手日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は、適用しない。

17 その他

- (1) 落札決定に当たっては、入札書の記載金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税

に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 入札に際して、電子入札システムにより工事費内訳書を提出すること。

(4) 受注者は、岐阜市上下水道事業部工事請負契約約款（契約書を含む。）に基づき、設計図書等に従い契約履行しなければならない。

(5) 本件は、申請書等の提出及び入札を電子入札システムにより行う。共同企業体として入札参加資格確認申請書を提出する場合は別に指定する。

(6) 電子入札システムにより提出する入札及び申請書等は、電子入札システムサーバーに到達した時、提出したものとみなす。

(7) 紙入札等で入札会場に入場する場合は、移動通信端末等の通信機器は、持ち込まないこと。

(8) 開札をした結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が無い場合（ただし、事前公表案件を除く。）は、再度入札を行う。その応札期間は、開札日の 14 時までとする。

ただし、入札の公正性の確保が困難と判断される場合には、再度入札を行わないことがある。

(9) 落札者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定通知書を受けた日から契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

(10) 12 から 15 までに掲げる期間には、岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第 45 号）に規定する本市の休日を含まない。

(11) 岐阜市上下水道事業部公共工事苦情処理手続要領（平成 14 年 3 月 29 日決裁）により苦情申立てを行うことができる。

(12) (1) から (11) までに掲げる事項のほか、岐阜市上下水道事業部競争入札心得による。

18 問い合わせ先

岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課

TEL 058-259-7510（上下水道事業政策課契約係）